



【注意点】

- ・ 鞍ヶ池公園、毘森公園、猿投公園、柳川瀬公園、高岡公園、井上公園、土橋公園（一部）、中央公園、上郷公園、加茂川公園は別途協議とします。
- ・ 白浜公園、千石公園の利用については別途ルールがありますので、ご確認ください。
- ・ 公共的団体は減免となる場合があります。
- ・ 行為許可申請・占有許可申請による利用は利用面積に応じて料金を算定しますので、正確にご申請ください。
- ・ 許可書とともに納付書をお渡ししますので、期日までにお振込みください。  
利用料が発生するものは、利用日より前での納付が必要となります。
- ・ 審査から許可書発行までにお時間がかかりますので、利用日の2週間前にはご申請ください。
- ・ 公園によっては、許可できない場合がありますので、ご相談ください。

**【仮設工作物の定義】**

下記に定義するもの以外の工作物

**【仮設工作物ではないものの定義】**

・工作物を設置後、設置した物を動かす際に解体することなく、そのまま人力（※）で容易に搬出できるもの

※人力とは・・・クレーン車や台車等を使わずに、人の力のみで動かすことができる



**※指定管理者が管理する公園（鞍ヶ池公園等）への申請は別途協議とします。**

<p><b>仮設工作物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やぐら</li> <li>・ステージ</li> <li>・大型エア遊具</li> <li>・大型テント</li> <li>・仮設トイレ</li> </ul>	
<p><b>仮設工作物ではないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キッチンカー</li> <li>・露店</li> <li>・仮設テント</li> <li>・椅子</li> <li>・机</li> <li>・タープ</li> <li>・カラーコーン</li> <li>・カメラ台</li> <li>・ロープ</li> <li>・マット</li> <li>・看板</li> <li>・仮設照明</li> </ul>	